

## 会社役員賠償責任保険(D&O 保険)の加入実態等に関する調査結果について

東京海上日動火災保険株式会社(社長 北沢 利文、以下「当社」)は、会社役員賠償責任保険(以下「D&O 保険」)の加入実態等に関する調査を実施いたしましたので、お知らせします。

### 1. 調査目的

日本におけるコーポレートガバナンスを巡る取組みは、近年大きく加速しています。2015年5月に施行された改正会社法における社外取締役・社外監査役の要件厳格化や多重代表訴訟制度の導入、同年6月のコーポレートガバナンス・コードの適用など、ガバナンス強化の流れとともに、より透明性、公正性、迅速性が求められる経営環境の中で、経営陣の皆様の役割や責任の在り方が注目されています。

また、医療法(2016年9月改正)や社会福祉法(2017年4月改正)においても、役員個人の責任が明文化される法改正が施行されるなど、会社以外の法人形態においても、ガバナンスの強化が求められています。

このような役員を取り巻く環境変化や昨今の高額な賠償判決事案を踏まえ、経営リスクに対するお客様の備えの状況とそのニーズを把握することを目的として、このたび、役員の皆様を中心とした方々を対象に、D&O保険の加入実態に関する全国調査を実施いたしました。

(参考)D&O保険とは

役員が株主から株主代表訴訟を提起されるなど、役員としての業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされることによって被る損害を補償する保険です。

### 2. 調査概要

- (1) 調査対象 : 約 1,200 社の役員または「企業向け保険」の選定・決裁関与の会社員  
(うち、約 160 社が東証一部上場企業)
- (2) 調査方法 : インターネットリサーチ
- (3) 調査項目 : D&O 保険の浸透状況、D&O 保険の加入実態 等
- (4) 調査期間 : 2017 年3月
- (5) 調査機関 : 株式会社マクロミル

### 3. 調査結果(要旨) (別紙参照)

- (1) D&O 保険の認知・加入傾向
  - ✓ D&O 保険に対する役員の認知度は 63%となっている。
  - ✓ 加入を希望する保険会社は、「日系の保険会社が良い」が 63%と、「外資系保険会社」の5%に対して大きく上回っており、また、大企業ほど「日系の保険会社」への加入意向が強い結果となっている。
  - ✓ 保険会社を選んだ理由は、「補償内容が充実していたため」が 37%と最も多く、「過去の取引関係」、「保険会社の信頼度」と続き、保険料水準等よりも「補償内容」や「信頼度」が重視されている。

- (2) D&O 保険の加入時期
- ✓ 直近「1年以内」が 10%、「3年以内」まで含めると 28%となり、中小企業も含めて、近年加入が堅調に増加する傾向にある。
- (3) 支払限度額
- ✓ 支払限度額は、大企業ほど高額に設定される傾向があり、3,000 人以上の大企業では平均 9.5 億円となっている。このうち、支払限度額を 20 億円以上で設定している企業・団体も、13%存在する。
- (4) 役員個人の保険料負担の現状
- ✓ D&O 保険を認知している人のうち、2016 年2月に国税庁から公表された「D&O 保険料について会社が全額負担する場合の税務上の取扱い」(※1)の認知は、53%となっている。
  - ✓ D&O 保険の加入企業のうち、実際に「保険料を会社が全額負担している企業」は 41%となっている。  
(※1)役員個人が負担していた D&O 保険の保険料の一部(株主代表訴訟敗訴時担保部分)について、所定の手続きを経て会社が負担した場合には、役員個人に対する給与課税を行わないとする税務上の取扱い
- (5) D&O 保険に期待する点
- ✓ 「充実した補償」が最も高い。
  - ✓ 「弁護士紹介」や「同業他社の保険付保状況等に関する情報提供」等の付随サービスにも相応の期待が寄せられている。

#### 4. 今後の取組みについて

当社は、2016 年 4 月に従来の D&O 保険の補償を大幅に拡大するとともに、会社以外の法人形態についても同一商品で役員の皆様のリスクを包括的に補償する新商品「D&O マネジメントパッケージ」(※2)を、同日より販売しております。

本調査結果をふまえ、全国の企業・団体の役員の皆様に対して D&O 保険の重要性を改めてお伝えするとともに、お客様のニーズに則した更なる商品の改定・開発に努めてまいります。また、これらの取組みを通じ、役員の皆様が安心して経営に専念していただくための支援をするとともに、お客様を幅広い経営リスクからお守りすることを目指します。

(※2)「役員の個人責任」と「会社負担の各種費用」をワンパッケージで補償する新商品であり、主な特徴は次のとおりです。

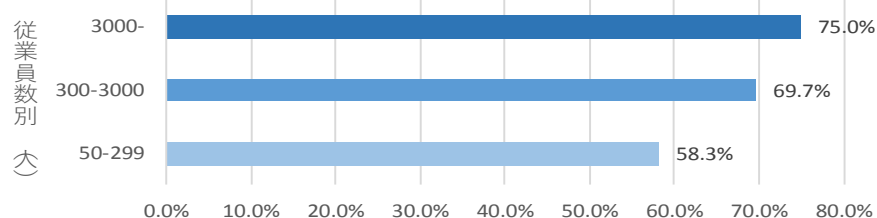
- ハラスメント・不当解雇のほか、過労死・過労自殺により、従業員から役員に訴訟が提起された場合にも、役員が負担する損害賠償金・争訟費用を補償します。
- 社外役員(社外取締役・社外監査役)と役員のご家族(相続人)に対しては、追加で支払限度額(1名1億円限度、全体で3億円限度)を提供します。
- 役員個人が負担する費用の拡充に加え、会社が負担する費用(第三者委員会設置費用や社内調査費用等)も幅広く補償します。

以 上

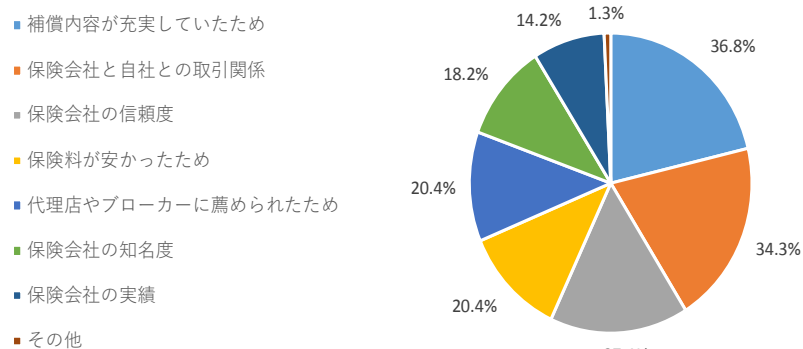
## D&amp;O 保険の加入実態等に関する主な調査結果(補足)

## D&amp;O保険加入の際の希望保険会社について

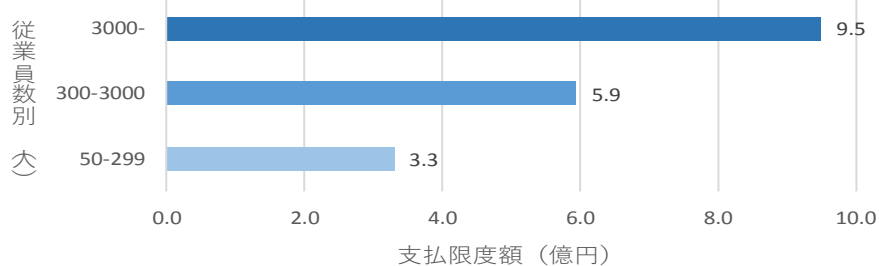
「日系の保険会社」と回答した割合



## D&amp;O保険加入先の保険会社を選んだ理由



## 自社が加入しているD&amp;O保険の支払限度額



## D&amp;O保険加入の際の加入時期

